

福祉避難所運営業務チェックリスト

【項目一覧】

I 福祉避難所の開設

- (1) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入
 - 1 災害の発生と福祉避難所の設置
 - 2 福祉避難所の周知
 - 3 対象者の受入
 - 4 人材の確保等
 - 5 設備・備蓄品の確認

II 福祉避難所の運営体制の整備

- (1) 避難所担当職員の配置、要配慮者支援班の設置
 - 1 担当職員の配置
 - 2 関係者等との協力・連携
- (2) 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援
 - 1 社会福祉施設等を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援
 - 2 指定避難所の一区画を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援
 - 3 要配慮者支援班の活動

III 福祉避難所における要配慮者への支援

- (1) 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理
 - 1 避難者名簿の作成・管理
- (2) 福祉避難所における支援の提供
 - 1 相談窓口の設置
 - 2 福祉サービス等の提供
 - 3 支援体制の整備
 - 4 要配慮者等への情報提供
 - 5 福祉避難所の防火・防犯対策
- (3) 緊急入所等の実施
 - 1 緊急的な対応
 - 2 医療機関への移送
 - 3 医療に関する情報収集

IV 福祉避難所の解消

- (1) 福祉避難所の統廃合、解消
 - 1 福祉避難所の解消

福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所の開設	福祉避難所の開設及び要配慮者の受入	1. 災害の発生と福祉避難所の設置	
		要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、市町村災害対策本部に連絡する。	
		市町村管理施設以外の民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保している場合には、当該施設管理者にその開設を要請する。	
		指定している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能人数を把握する。	
		2. 福祉避難所の周知	
		福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達する。 ※要配慮者本人はもとより、自主防災組織、町民等、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法に加え、要配慮者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法がある。	
		福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知する。	
		3. 対象者の受入	
		受入体制が整い次第、福祉避難所の対象となる者を受け入れる。 ※福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者や、その家族まで含めて差し支えない。	
		避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、町民等、町職員等の協力（共助・公助）により、介助等を行う。	
		福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備等、一定の生活環境を備えた公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保する。	

福祉避難所運營業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所の開設	福祉避難所の開設及び要配慮者の受入	4. 人材の確保等	
		要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置する。	
		生活相談員は、概ね10人の要配慮者に対し、1人を配置するよう努める。	
		町職員又は協定締結法人等による人員配置が難しい場合は、道の窓口に必要な支援を要請する。	
		要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら、必要な人員を配置する。	
		5. 設備・備蓄品の確認	
		要配慮者が必要とする設備、資機材、食料、飲料及び生活用品を手配・確保し、不備や不足がある場合には、災害対策本部に支援を要請する。	

福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所の運営体制の整備	避難所担当職員の配置、要配慮者支援班の設置	1. 担当職員の配置 福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を配置する。24時間対応を前提に、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。 ※当面は、24時間対応が必要な場合が考えられることから、必ず交代要員を確保する。	
		2. 関係者等との協力・連携 自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、避難所の要配慮者支援班に従事する者の確保に努める。	
	福祉避難所の運営体制の整備、活動支援	1. 社会福祉施設等を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援 福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、道と連携し、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行う。	
		2. 指定避難所の一区画を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援 事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、地域の福祉避難スペース(室)に要配慮者支援班を設置する。	
		3. 要配慮者支援班の活動 要配慮者からの相談等への対応、避難所では対応できないニーズ(例:介護職員、手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供)については、町災害対策本部に迅速に要請する。 町では対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行う。	
福祉避難所における要配慮者への支援	福祉避難所の避難者名簿の作成・管理	1. 避難者名簿の作成・管理 福祉避難所に避難している要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、避難者名簿を作成し、随時更新する。	
	福祉避難所における支援の提供	1. 相談窓口の設置 在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置する。	

福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所における要配慮者への支援	福祉避難所における支援の提供	2. 福祉サービス等の提供	
		福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供する。	
		3. 支援体制の整備	
		要配慮者の状況に応じて必要な支援を行う。町職員のみで、人材が確保できない場合には、道の窓口に必要な支援を要請する。	
		4. 要配慮者等への情報提供	
	緊急入所等の実施	要配慮者等への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討する。	
		5. 福祉避難所の防火・防犯対策	
		防火担当責任者の指定や定期的な巡回警備等、防火・防犯対策を図る。	
		1. 緊急的な対応	
		在宅や一般の避難所、あるいは、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応する。	
福祉避難所の解消	福祉避難所の統廃合、解消	2. 医療機関への移送	
		要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送する。	
		3. 医療に関する情報収集	
		人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供する。	
		1. 福祉避難所の解消	
		福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。	
		福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明する。	
		福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消する。	